2014 年 2 月 12 日 JETRO デュッセルドルフ事務所

ビジネスヨーロッパ、AIM (欧州ブランド協会), ECTA (欧州共同体商標協会), ICC-BASCAP (国際商工会議所 模倣品・海賊版防止ビジネス・アクション), INTA (国際商標協会)及び欧州の商標権者協会である MARQUES は、欧州議会で検討されている欧州商標法改正法案パッケージに対して、2014年2月付の共同意見書を公表した。

欧州商標法改正法案パッケージは、共同体商標規則及び商標ハーモ指令等の改正案からなるもので、2013 年 4 月に欧州委員会によって提案され、欧州議会では司法問題委員会(JURI)が中心となって検討を続けてきた。

共同意見書は、欧州委員会の提案及び JURI の報告書の一部をおおむね支持するものの、 商標権者にとって懸念すべき点として以下の事項を指摘している。

(1) EU を通過する侵害物品の取締りについて

欧州連合司法裁判所のフィリップス/ノキア判決「以来, EU の税関における模倣品の 差押えが減少していることを指摘したうえで, JURI 報告書の条文が, 商標登録がされていない架空の目的地を記載することで模倣品が商標権侵害から免れてしまうという 抜け穴を含むとしている。

(2) 共同体商標意匠庁(OHIM)のガバナンスについて

OHIM が欧州商標及び意匠の出願及び権利者の料金でまかなわれていることを指摘したうえで、OHIM の意思決定にユーザーが関与することが不可欠であり、その旨を規則に明記すべきであるとしている。

(3) 商標権の範囲について

JURI 報告書には、商標権によって与えられる権利とその制限の間に矛盾があると指摘している。例えば、比較広告やパロディーでの標章の使用に関する商標権の制限について、商標権をより尊重する方向に修正すべきとしている。

(4) 小規模貨物について

EU の商標保護の主要な柱である域内消尽制度が、デザイナーや製造者を寄生性の並 行輸入業者から守っているとした上で、JURI 報告書が並行輸入を支持する内容となっ

¹ 第三国からEUを通過(transit)して第三国へ輸送される製品は、たとえそれが明らかな偽造やコピーであったとしても、原則として、税関規則の意味における「模倣品(counterfeit goods)」または「海賊版 (pirated goods)」には分類されないこととされ、知的財産権の権利者は、問題となっている製品がEU域内での販売が意図されていることが証明されない限り、通過荷物に対する法的措置を講ずることができないことが判示された。

ており、欧州の産業界ひいては消費者の損失につながるとしている。

欧州議会のウェブサイトによると、本パッケージは2月24~25日に本会議で審議が行われる予定である。

- 共同意見書は,以下参照 -

JOINT PAPER FROM BUSINESSEUROPE, AIM, ECTA, ICC-BASCAP, INTA, and MARQUES: EUROPEAN TRADE MARK PACKAGE (PDF)

- 欧州議会における審議状況は、以下参照 -

Procedure file: 2013/0088(COD)

Procedure file: 2013/0089(COD)

- 欧州商標法改正法案パッケージについての欧州知的財産ニュースは,以下参照 欧州委員会,共同体商標規則・商標ハーモ指令・OHIM 手数料規則の改正案を公表 (2013 年 4 月 5 日) (PDF)
- フィリップス/ノキア判決についての欧州知的財産ニュースは,以下参照 欧州連合司法裁判所,EU 域内の税関を通過する製品に対する権利行使について判示(2011年12月4日)(PDF)

(以上)